

「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」  
素案に係るパブリックコメントの実施結果について

「(仮称) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定に向けて、条例素案に係るパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果について報告します。

1 パブリックコメントの概要について

(1) 意見の募集期間

2023年9月1日(金)から9月29日(金)まで

(2) 資料の閲覧・配布場所

町田市ホームページに掲載するほか、以下の公共施設等で閲覧・配布しました。  
市庁舎(障がい福祉課、市政情報課、広聴課)、各市民センター、各連絡所、男女平等推進センター、生涯学習センター、各市立図書館、町田市民文学館、各子どもセンター、子ども発達センター、教育センター、各障がい者支援センター、町田商工会議所

(3) 周知方法

広報まちだ及び町田市ホームページでの周知以外に、障がい福祉関係団体等への連絡や町田商工会議所及び町田法人会にチラシ配布を依頼しました。

(4) 寄せられた意見の内訳

29名から84件の意見をいただきました。

お一人から複数のご意見をいただいた場合は、趣旨ごとに分割して集計しています。

| 意見項目               | 件数  |
|--------------------|-----|
| 条例名                | 2件  |
| 第2条(定義)            | 14件 |
| 第4条～第6条(責務)        | 5件  |
| 第7条(障がい者等の役割)      | 1件  |
| 第8条(不当な差別的取り扱いの禁止) | 1件  |
| 第9条(合理的な配慮)        | 9件  |
| 第10条(相談等)          | 5件  |
| 第11条(助言又はあっせんの申立て) | 3件  |
| 第14条(勧告及び公表)       | 1件  |
| 条例全体               | 3件  |
| 条例の理解啓発・周知方法       | 9件  |
| 上記以外               | 31件 |
| 合計                 | 84件 |

(5) パブリックコメント結果の公表

公表日 2023年12月15日

公表方法 町田市ホームページ及び(2)資料の閲覧・配布場所で公表

2 今後のスケジュール

| 年 月         | 実 施 内 容                   |
|-------------|---------------------------|
| 2023年12月15日 | パブリックコメントの実施結果公表          |
| 2023年12月中   | 町田市障がい者施策推進協議会から条例素案の市長答申 |
| 2024年3月     | 条例審議会上程 条例公布              |
| 2024年10月1日  | 周知期間を経て条例施行               |

### 3 パブリックコメントの主なご意見の概要と市の考え方について

| 項目          | ご意見の概要   | 市の考え方  |
|-------------|--|--|
| 条例名         | <p>一般の市民にとってわかりやすい「町田市障がい者差別解消条例」または「町田市障がい者差別禁止条例」とする。一般市民に対する啓もうの上でも単純でわかりやすい言葉を使った方が良い。ちなみに韓国の法律では強制力が強いので「禁止」と言う言葉になっているようだ。</p>   | <p>町田市が目指す共生社会を実現することを明示し、市民や事業者の方々にその思いを浸透させていくという考えから、「(仮称)町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」という名称としましたので、条例名称については原案のとおりとさせていただきます。</p>   |
| 第2条<br>(定義) | <p>第2条(1)にある障がい者の定義に難病患者、内部障がい者、LGBTQも具体的に明記してください。</p> <p>この記載だと多分ですが「その他」に含めようと思われているのだと思いますが、すでに障がいのピアサポーター研修に「難病」が対象になりまた総合支援法でも難病は対象になっています。またその他とされてしまうことにより、ただでさえ差別を受けて生きている方たちに疎外感また障がい者の中での差別感が生まれ兼ねません。特に今あげた障がいは「見えない障がい」と言われ根性論で片付けられやすい対象の側面を多くはらんでいます。</p> <p>そのような観点からも、具体的な名称の記載を望みます。</p> | <p>難病に起因する障がいがある者も「障がい者」の定義に含まれます。</p> <p>しかし、症状や程度により難病に起因する障がいのない方もいることから、難病そのものを障がいと規定せず、条例の定義は原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>一方で、内部障がいや難病をはじめ、外見からはわかりにくい障がい者への合理的な配慮については課題と捉えています。</p> <p>また、性の多様性について、町田市は「町田市性の多様性の尊重に関する条例」での取り組みを通じて、生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解促進につなげたいと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、条例解説の記載や今後の障がい者差別解消に向けた周知啓発の参考にさせていただきます。</p> |

| 項目                           | ご意見の概要  | 市の考え方   |
|------------------------------|---|---|
| 第4条～第6条（責務）<br>第7条（障がい者等の役割） | 障がい者に対する差別や配慮は必要と思います。しかし条例ができることで、障がい者が優位な立場になることは避けたいです。<br>例えばお店で人手がないにも関わらず、障がい者の入店をお断りした場合は合理的配慮がないと決めつけてしまうことが善なのでしょうか。お店側の状況や体制などが考慮されないのはおかしいと思います。他のお客さんや周りの人々の手助けが自然発生的に生まれるような社会ができるよう行政と共に民間企業も巻き込んでいけばよいと思います。       | この条例は、障がいの有無にかかわらず、それぞれが対等な立場で相互理解のもと差別の解消に取り組み、ともに生きる社会の実現を目指すものです。いただいたご意見を参考に、本条例の趣旨を周知啓発していきます。                 |
| 条例の理解啓発・周知方法                 | 子ども子育て会議で検討している「町田市こどもにやさしいまち条例」では条例策定に合わせて、ガイドブックやリーフレット（小学生・小中高生・大人向け）が作成される予定になっています。こちらでは条例毎に趣旨や解説がついていますが、福祉関係に興味薄い人や文字だけでは理解が難しい人もいますので、同じようにガイドブックを作成してください。用語の説明やイラストも使用すればこういった人達や子どもも理解しやすいのではと思います（特に8条・9条の合理的配慮の具体例）。 | 条例施行に向け、子どもや障がいがある人にも、本条例の趣旨が伝わりやすい内容・伝え方を検討しております。いただいたご意見を参考にリーフレット等の手法も含め周知啓発していきます。                             |
| その他                          | 全国さまざまな地域で手話言語条例が広がっています。ぜひ町田市でも制定していただきたい。手話を使うことで周りの人から偏見されることがあるので、市の広報やホームページなどに簡単な手話表現を記載し、市民に手話というものを知ってもらい、音声言語と同等に使う権利があることを周知してほしい。<br>手話言語条例が制定され、もっともっと環境が改善されることを願います。  | （仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例では、様々な障がいがある方への差別の解消や合理的配慮がなされることを目指しています。町田市独自の手話言語条例の必要性については、今後の検討課題とさせていただきます。 |